

[別紙]

様式1

事業報告書
(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 真栄会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市西田2丁目26番20号

(3) 設立認可年月日 平成 3年 8月 22日

(4) 設立登記年月日 平成 3年 9月 3日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	新村病院	鹿児島県鹿児島市西田2丁目 26番20号	一般病床 40床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年6月20日 令和3年度決算の決定

令和4年6月20日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

様式 2

法人名 医療法人 真栄会
 所在地 鹿児島市西田2丁目26番20号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和5年4月30日現在)

1. 資 産 額 1,391,584 千円
 2. 負 債 額 919,259 千円
 3. 純 資 産 額 472,325 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	605,630
B 固 定 資 産	785,954
C 資 産 合 計 (A+B)	1,391,584
D 負 債 合 計	919,259
E 純 資 産 (C-D)	472,325

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-1

法人名 医療法人 真栄会
所在地 鹿児島市西田2丁目26番20号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸借対照表
(令和5年4月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	605,630	I 流動負債	347,653
現金及び預金	86,009	支払手形	0
事業未収金	344,985	買掛金	114,168
有価証券	0	短期借入金	127,600
たな卸資産	29,378	未払金	39,061
前渡金	0	未払費用	33,482
前払費用	38,003	未払法人税等	203
繰延税金資産	0	未払消費税等	938
その他の流動資産	107,255	繰延税金負債	0
II 固定資産	785,954	前受金	0
1 有形固定資産	506,512	預り金	19,930
建物	0	前受収益	0
構築物	0	引当金	0
医療用器械備品	285,175	その他の流動負債	12,271
その他の器械備品	6,790	II 固定負債	571,606
車両及び船舶	6,296	医療機関債	0
土地	145,037	長期借入金	547,159
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	63,214	引当金	0
2 無形固定資産	25,344	その他の固定負債	24,447
借地権	0	負債合計	919,259
ソフトウェア	2,471	純資産の部	
その他の無形固定資産	22,873	科目	金額
3 その他の資産	254,098	I 資本金	50,000
有価証券	0	II 資本剰余金	0
長期貸付金	0	III 利益剰余金	422,325
役員等長期貸付金	0	積立金	0
長期前払費用	0	繰越利益剰余金	422,325
繰延税金資産	0	IV 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	254,098	その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	472,325
資産合計	1,391,584	負債・純資産合計	1,391,584

法人名 医療法人 真栄会
所在地 鹿児島市西田2丁目26番20号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,173,418
2 事業費用		
(1)事業費	2,025,017	
(2)本部費	0	2,025,017
本来業務事業利益		148,401
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益	0	
2 事業費用	0	
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益	0	
2 事業費用	0	
収益業務事業利益		0
事業利益		148,401
II 事業外収益		
受取利息	7	
その他の事業外収益	81,433	81,440
III 事業外費用		
支払利息	3,657	
その他の事業外費用	0	3,657
経常利益		226,814
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		226,814
法人税・住民税及び事業税	202	
法人税等調整額	0	202
当期純利益		225,982

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 真栄会

所在地 鹿児島市西田2丁目26番20号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表 者である法人	有限会社 新村商事 (注) 1	鹿児島市西田 2丁目23番10号	329,478	医療用品の卸	医療用品の購入	医療用品の購入 (注) 2	174,649	未払金	19,040
役員が代表 者である法人	有限会社 新村商事 (注) 1	鹿児島市西田 2丁目23番10号	329,478	事務処理の委託	事務処理の委託	事務処理の委託	78,688	未払金	7,309
役員が代表 者である法人	有限会社 新村商事 (注) 1	鹿児島市西田 2丁目23番10号	329,478	不動産の賃貸	不動産の賃貸	不動産の賃貸 (注) 3	8,364	未払金	0
役員が代表 者である法人	有限会社 新村商事 (注) 1	鹿児島市西田 2丁目23番10号	329,478	車輛の賃借	車輛賃借	車輛賃借	1,560	未払金	130

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長新村友季子の■が代表取締役である法人

(注) 2. 有限会社 新村商事からの医療用品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末振込払いとしている。

(注) 3. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表 者である法人	■	■	■ 不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	73,596		0
役員が代表 者である法人	■	■	■ 不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	22,581		0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式5

監事監査報告書

医療法人 真栄会

理事長 新村 友季子 殿

私は、医療法人 真栄会の令和4会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月20日

医療法人 真栄会

監事 岩下 玲子